

瀬戸内の日本一の起業家育成プロジェクト

地域再生プロデューサー(地域おこし協力隊)

起業アイデア募集要項

1 募集の目的

瀬戸内市では、地域の課題や資源に向き合い、地域住民、団体、事業者及び市と協働しながら、地域力の維持・強化に直接つながる取組を生み出し、任期終了後も市内で持続する事業へ育てる人材を募集します。応募者自身の経験や発想を生かした起業アイデアを起点としつつ、選考及び着任前の協議を通じて、地域協力活動の内容、成果及び役割分担を市とともに具体化します。

2 募集人数、エントリー期間、応募期間

- 募集人数:令和8年度 15名程度。ただし、提案の審査結果、受入体制及び予算の状況により、採用しない場合又は採用人数を変更する場合があります。
- エントリー期間:令和8年10月21日(水)～令和8年11月30日(月)17時。
- エントリー後に正式応募を受け付けます。正式応募の際には、市が指定する応募書類の提出が必要になります。
- 応募書類の提出期限は、令和8年11月30日(月)17時とします。
- エントリーの際には応募書類の提出は求めませんが、応募書類の提出期限を考慮して余裕を持ったエントリーをお願いします。

3 提案対象

瀬戸内市内の地域課題の解決又は地域資源の活用により、地域住民等に公益的な効果をもたらし、任期後の市内定住・起業につながる提案を対象とします。分野は限定しません。

【提案例】

- 企業誘致の適地調査、土地所有者との交渉、産業団地の開発企画⇒不動産会社の起業
- 地域の観光資源を活用した体験型観光の発掘・企画⇒旅行会社の起業
- 市内事業者の販路開拓やEC販売支援⇒地域商社、コンサルティング会社の起業
- 一次産業等の人手不足解消や事業承継マッチング支援⇒人材派遣・紹介会社の起業

4 活動の基本要件

- 地域力の維持・強化に直接資し、公益性を有すること。
- 地域住民、地域団体、事業者等と連携・協力して取り組むこと。
- 活動地域の課題、受益者、目指す変化及び成果を説明できること。
- 3年間を見通し、地域協力活動から任期後の自立・定着へつながる工程があること。
- 市との協議、活動計画の作成、定期面談、活動報告及び成果の公表に対応すること。
- 収益事業を含む場合は、地域課題の解決との関係、地域の理解、公共的効果及び市が認める活動範囲を明確にすること。
- 事前に地域課題について調べそれに基づいて起業・地域活動計画書の作成を行うこと。

5 主な活動

- 地域の現状把握、関係者との対話、活動テーマの具体化
- 地域住民等と協働した実証事業、商品・サービス又は仕組みの開発
- 活動の情報発信、参加者・協力者づくり、成果検証
- 任期後の起業・事業継続に向けた事業計画、資金計画、販路開拓・運営体制づくり
- 市内の他の地域おこし協力隊の地域協力活動支援、研修、定例会議及び活動報告

6 応募から着任までの活動確定の流れ

採用候補者は、市及び必要な地域関係者との協議を行い、以下の(ア)から(カ)の項目をまとめた『地域協力活動及び起業補足計画書(活動合意書)』を作成します。合意が整わない場合は採用しないことがあります。

- (ア) 解決する地域課題
- (イ) 活動対象と受益者
- (ウ) 3年間の活動及び成果指標
- (エ) 協働先と役割分担
- (オ) 市の支援範囲
- (カ) 任期後の定着像

【着任までの流れ】

- I. エントリー(事前の地域課題の調査、協働先との合意)
- II. 応募書類の提出
- III. 書類審査(一次選考)
- IV. 面接(二次選考)
- V. 採用候補者の決定
- VI. 活動の合意書協議
- VII. 着任

7 応募資格

- 令和8年4月1日現在で20歳以上の方
- 3 大都市圏をはじめとする都市地域に居住し、委嘱後、瀬戸内市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方
「3大都市圏をはじめとする都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいいます。詳しくはお問い合わせください。
- 地域おこし協力隊としておおむね1年以上活動でき、任期終了後も瀬戸内市に定住し、提案事業を継続する意思がある方。
- 地域住民等を尊重し、対話と協働により活動内容を柔軟に改善できる方。
- 心身ともに健康で、誠実に活動を遂行できる方。
- 地方公務員法第16条の欠格条項その他市の要綱等で定める欠格事項に該当しない方。
- パソコン、メール、オンライン会議、文書・表計算等の基本操作ができる方。

8 任用・活動条件

任用形態 会計年度任用職員

任用期間 着任日から最長3年間。

※採用後1カ月は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、
一会計年度ごとに更新があり、最長3年まで再度任用を行います。

報酬等	月額 198,800 円 ※瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、通勤費用弁償を支給します。 ※賞与有(条件有)
勤務日数	原則として月曜日から金曜日のうち週4日 ※土曜日・日曜日・祝日に活動した場合は代休対応
勤務時間	1日7.5時間、週30時間
休暇	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)があります。
活動場所	瀬戸内市内
その他	活動に必要な経費を予算の範囲内で支給しますが、任用前の引越しに係る経費、住居に係る光熱水費等、活動期間中の生活に必要な備品などは隊員の負担となります。 ※活動費については140万円程度/年が目安となりますが、任用の日によって月割で算定します。 パートタイム勤務(週30時間勤務)となりますので、副業・兼業が可能です。 ※営利企業への従事等には届出が必要となります。 ※副業・兼業に関しての留意点は、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000996750.pdf 今後、待遇、報酬及び福利厚生、活動費等の内容に変更が生じる場合があります。予め了承の上、応募してください。

9 応募書類

- 様式1 応募申請書
- 様式2 起業計画書
- 様式3 経歴書・実績書
- 様式4 地域協力活動及び起業補足計画書(活動合意書)※採用候補者のみ提出

10 応募前

エントリー後に、市担当者とのオンライン相談を推奨します。相談は採用を保証するものではなく、相談の有無のみで有利・不利に扱いません。オンライン相談は、市と事前に日程調整を行ってください(平日の午前9時から午後5時)。市の応募書類作成前に現地訪問又は地域関係者との対話が必要な場合についても、事前に市と調整してください。

11 選考方法

- (ア) 資格確認:地域要件、転居可能性、欠格事項等を確認します。
- (イ) 第 1 次審査(書類):地域課題・公益性、協働性、活動計画、事業性、定着可能性、経験等を審査します
- (ウ) 活動内容の協議:合格候補者と活動合意書を作成し、任用条件を確認した上で最終決定します。
- (エ) 第 2 次審査(プレゼンテーション・面接):提案内容の説明、質疑、地域との対話・修正力等を審査します。必要に応じ、現地訪問又は地域関係者との意見交換を行います。
- (オ) 審査結果は本人に通知します。選考経過及び個別の採点内容は原則として公表しません。

12 選考対象外・採用取消し

- 応募資格を満たさない場合、提出書類に虚偽又は重大な欠落がある場合
- 個人・特定企業の利益のみを目的とし、地域課題の解決や公益性が認められない場合
- 法令、許認可、土地・施設利用等の実現可能性に重大な問題がある場合
- 市・地域との協議を拒み、地域協力活動として内容を確定できない場合
- 採用決定後に応募資格を欠く事実が判明した場合

13 注意事項

- 応募、面接、現地訪問及び転居に要する費用は本人負担とします。
- 提出書類は返却しません。個人情報採用選考及び任用手続の目的で適切に取り扱います。
- 採用は、起業の成功、補助金・活動経費の交付、物件・販路・協働先の確保を保証するものではありません。
- 採用後も年度ごとの活動計画、予算及びサービス・契約上のルールに従う必要があります。

14 提出・問い合わせ先

瀬戸内市 成長戦略部 地域振興推進課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

電話:[0869-22-1031] メール:[chiikishinko@city.setouchi.lg.jp]

受付時間:[平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分]